



平成 26 年 5 月 30 日

【照会先】

栃木労働局雇用均等室

室 長 野村 ひとみ

地方育児・介護休業指導官 大貫 文子

(電話) 028-633-2795

(FAX) 028-637-5998

報道関係者 各位

栃木労働局における第 29 回男女雇用機会均等月間の実施について  
—踏み出そう ポジティブ・アクション!—

栃木労働局(局長 堀江 雅和)は、栃木県内の事業場における男女雇用機会均等法及び改正省令・指針の一層の周知徹底と履行確保、男女労働者間に事実上生じている格差の解消に向けた企業の自主的かつ積極的な取組—ポジティブ・アクション—を促進するため、6月の男女雇用機会均等月間(別添)中に、集中的に広報・啓発活動を行います。

本年度のテーマは、「踏み出そう ポジティブ・アクション! ~男女ともに力を発揮する企業が未来を担う~」です。

【栃木労働局における実施事項】

- 1 事業主への資料送付による男女雇用機会均等法及び改正省令・指針(別紙1)の情報提供。
- 2 各種説明会等における男女雇用機会均等法及び改正省令・指針の説明。
- 3 栃木労働局長による企業トップへのポジティブ・アクション取組要請。  
◆金谷ホテル株式会社【6月11日(水)14:00 於:金谷ホテル株式会社】  
◆東野交通株式会社【6月30日(月)14:00 於:東野交通株式会社】
- 4 雇用均等行政推進員会議の開催(6月19日)(別紙2)
- 5 企業訪問によるポジティブ・アクション取組み支援(別紙3)。
- 6 ポジティブ・アクション助成金の周知(別紙4)。
- 7 厚生労働省「ポジティブ・アクション情報ポータルサイト」(別紙5 略)の活用による情報開示の促進。<http://www.positiveaction.jp/>
- 8 栃木労働局ホームページにおける各種情報提供。

[http://tochigi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/koyou\\_kintou.html](http://tochigi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou.html)